

今年度のバイオマス持続可能性WGの進め方

令和4年4月
資源エネルギー庁

バイオマス持続可能性WGにおける昨年度までの議論の状況

- 本WGでは、2019年度から、合法性・持続可能性の確保に有効と考えられる「第三者認証」のあり方について検討・具体化。また、2020年度からは、追加項目として、「食料競合」、「ライフサイクルGHG」について検討を開始。
- 2021年度までの検討結果は以下のとおり。

<u>持続可能性基準</u>	<ul style="list-style-type: none">・FIT制度における持続可能性基準として確認すべき項目を具体化 環境 ・ 土地利用変化への配慮、生物多様性保全 等 社会・労働 ・ 労働者の権利保護、児童労働規制 等 ガバナンス ・ 法令遵守、適切な情報公開 等 その他 ・ サプライチェーン上の分別管理、認証の第三者性の担保 等・FIT認定に利用可能な第三者認証（RSPO、RSB、GGL、ISCC）を認定。
<u>食料競合</u>	<ul style="list-style-type: none">・非可食かつ副産物のバイオマス種を食料競合の懸念がないものと整理済。・可食のバイオマス種及び主産物については、海外における議論の経過も注視しつつ、我が国においても、必要に応じて、FIT制度上の扱いを検討する。
<u>ライフサイクルGHG</u>	<ul style="list-style-type: none">・ライフサイクルGHGの基準における大きな論点は、①算定式、②排出量の基準、③確認方法の3つと整理し検討。・①算定式については、燃料種の栽培工程、燃料精製工程、輸送工程等を踏まえ、合理的な根拠をもとにした算定ルールを決定。・②排出量の基準については、削減率の水準として、2030年以降に使用する燃料は比較対象電源のライフサイクルGHG（180g-CO2/MJ電力）の▲70%を達成することを前提に、2022年度以降の認定案件に対し、制度開始後2030年までの間は燃料調達毎に▲50%を要求すると整理。・③確認方法については、既定値の策定や確認スキーム（第三者認証の活用等）の整理を今後の検討事項とする。

1. 持続可能性基準に係る論点

(1) 新たな第三者認証スキームの追加要請について

- 本WGでは、原則、夏頃までに追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度について、意見聴取等を行い、FIT制度の対象とする場合は調達価格等算定委員会に報告することとしている。
- 今年度の追加検討は、6月末までに追加希望意思が事務局に示されたものについて、意見聴取等を行った上で、検討を行うこととしてはどうか。

(2) 持続可能性確認に係る経過措置について

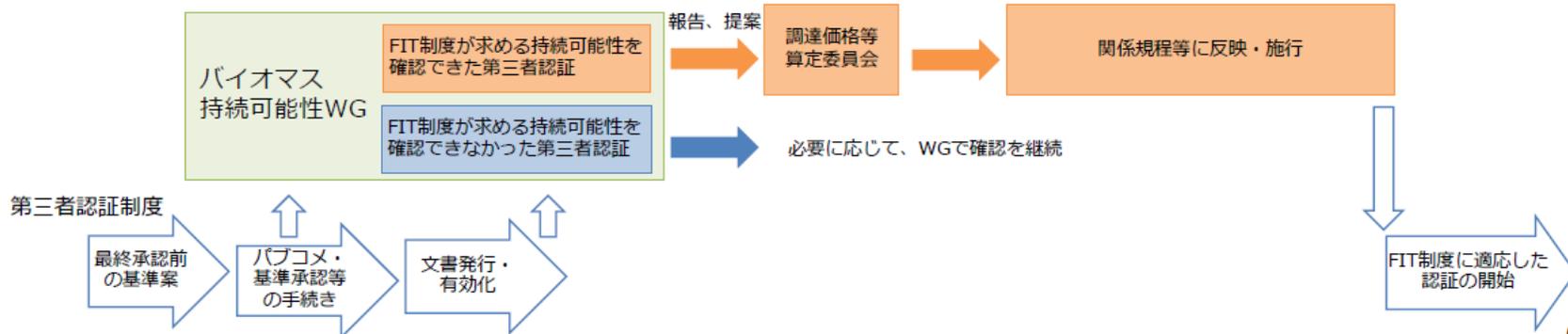
- 第14回WGにおいて、パーム油の経過措置については、持続可能性の確保に関する情報公開の履行徹底を求めたうえで、経過措置の期間を1年間延長し、2023年3月31日を確認の期限とした。コロナ禍における認証の手引きの整備による認証取得のペースの改善が予想されることから、これ以上の経過措置の延長は原則として行わないことを条件とした。
- 一方で、PKS及びパームトランクの経過措置の扱いについては、2021年度のWGにおいて、「2022年夏頃を目途に、事業者による認証取得の加速化の取組及び認証体制の拡充による認証の進捗や持続可能性の確保に関する情報公開の状況等を踏まえ、本WGにおいて改めて検証・検討を行う。」こととした。
- こうした経緯を踏まえて、本WGにおいて業界団体から認証取得や情報公開の状況等のヒアリングを行い、夏頃のWGを目途にPKS及びパームトランクの経過措置の扱いについて結論を得ることとしてはどうか。

(参考) 新たな第三者認証追加の方法について (第65回調達価格等算定委員会への報告資料より抜粋)

新第三者認証スキームの追加に係る報告内容②

- 新第三者認証スキームの追加等について、検討・整理した内容は以下のとおり。
 - 確認結果に基づき、現行認められているRSPO（パーム油が対象）およびRSB（PKS及びパームトランクが対象）に加えて、GGL（PKS及びパームトランクが対象）を追加して認める。
 - 今回の評価では不採用となった第三者認証について、改正が行われる等により、再度評価することを求められた場合は、本WGにおいて再検討する。
 - 新たな第三者認証が整備され、評価を求められた場合は、本WGにおいて新たに検討する。
 - 今後の第三者認証の追加検討の時期については、例年、年末から年始にかけて調達価格等算定委員会が「翌年度の調達価格等に関する意見」を取りまとめることを踏まえ、本WGでは、原則、夏頃までに、追加の希望意思を事務局に示した第三者認証制度に関し、意見聴取等を行い、検討結果は、年内に調達価格等算定委員会に報告する。

FIT制度における第三者認証の追加プロセス（例）



2. 食料競合（新規燃料）に係る論点

- ①可食のバイオマス種か否か、②燃料用途のバイオマス種の栽培による他の可食バイオマス種の土地利用変化への影響について、判断基準に照らして新規燃料候補を確認した結果は下表のとおり。
- ①及び②について確認できているものについて、調達価格等算定委員会に対して燃料区分の確認を求めたうえで、必要な検討を行うこととしてはどうか。

	新規燃料として要望のあったバイオマス種	①食用のバイオマスではないもの	②副産物に当たるもの※	算定委に確認を求めもの	備考
バイオマス発電事業者協会要望	EFB（パーム椰子果実房）			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	ココナツ殻			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	カシューナツ殻			○	
	くるみ殻			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	アーモンド殻			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	ピスタチオ殻			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	ひまわり種殻			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載
	未利用ココナツ	—	—		
	照葉木果実		—		
	ミフクラギ果実		—		
	コーンストローベレット			○	
	ネピアグラス		—		
	ソルガム（こすりゃん）	—	—		
	ベンコワン（葛芋）種子			○	本WG中間整理（2019年11月）に副産物である旨記載。
	ジャトロファ種子		—		
	稲わら・麦わら			○	
	籾殻			○	
	サトウキビ茎葉			○	
	ピーナツ殻			○	
環境・エネルギー事業支援協会要望	キャノーラ油	—	—		
	大豆油	—	—		
	落花生油	—	—		
	ヒマワリ油	—	—		
	PAO（パーム酸油）		—		
	カシューナツ殻油			○	
	ジャトロファ油		—		
	ポンガミア油		—		
規格外ココナツ油		—			

—：基準を満たすことが確認できなかったもの

※2018年度の調達価格等算定委員会意見において、「当該燃料より付加価値の高い製品が産出されないものを主産物、それ以外を副産物」とすることと定義された。

3. ライフサイクルGHGに係る論点

(1) 2021年度までに整理した内容について

ライフサイクルGHG排出量の確認のタイミング：

①FIT認定時にライフサイクルGHGの基準を満たすことを確認した上で、②燃料納入時にもライフサイクルGHGの基準を満たすことを確認し、事業実施期間にわたりその書類を保存するとともに、経済産業省への報告を求めることとした。更に、上記②の確認・報告において、燃料がライフサイクルGHGの基準を満たすことが確認できない場合は、FIT法に基づく指導、改善命令の対象となり、改善されない場合には、必要に応じて認定を取り消すこととした。

2021年度までの既認定案件：

ライフサイクルGHG排出量の基準に照らした最大限の排出削減に努めることを求め、当該取組内容等の自社のホームページ等での情報開示及び報告を求めることとした。

(2) 今後の検討内容について

(i) 既定値の作成：

バイオマス種毎に必要な条件を精査し、既定値を定める。

(ii) 確認スキーム：

農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのライフサイクルGHGの確認については、既に持続可能性の確認に用いている第三者認証を活用することを念頭に、FIT制度の算定式に基づいた確認が可能であるか検討する。

これ以外のバイオマスについては、新たな第三者認証を活用した個別計算の仕組み、あるいは、より簡便な確認方法（既定値等）を定めることを視野に検討する。

(iii) 情報開示・報告の内容：

新規認定案件及び2021年度までの既認定案件のそれぞれについて、望ましい情報開示・報告の在り方を検討する。

今年度WGの議論の全体像（まとめ）

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、**「ライフサイクルGHGの確認方法」、「新第三者認証スキームの追加」**などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- 「新第三者認証スキームの追加」については、**本年6月末以降、関係者へのヒアリング**を踏まえつつ、年内に**調達価格等算定委員会に報告**することを前提に、検討を進める。

<持続可能性基準>

- **新たな第三認証スキームの追加要請について**
⇒ 追加の要請に応じた、第三者認証スキームの確認を進める
- **持続可能性確認に係る経過措置について**
⇒ PKS・パームトランクについて、本年夏頃を目途に経過措置の扱いの検討を行う

<食料競合>

- **新規燃料の候補における食料競合の論点について**
⇒ 食料競合の懸念のない新規燃料の候補について、算定委に燃料区分の確認を求めたうえで、必要な検討を行う

<ライフサイクルGHG>

- **ライフサイクルGHGに係る確認手段について**
⇒ 確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の策定に向けて検討を行う